

平成20年度第4回大規模小売店舗立地審議会議事概要

- 日時：平成20年10月1日（水） 午後2時00分～午後4時58分
場所：コラボしが21 3階 中会議室2
議題：1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について
 (1) 「(仮称)平和堂甲南ショッピングセンター」の新設届出に係る審議
 (2) 「フォレオ大津一里山」の届出事項変更届出に係る審議
 (3) 「(仮称)イオンモール草津」の届出事項変更届出に係る審議
2 報告
 (1) 滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第6条に基づく特別の手続きにより審議会の議決を経ない届出について
 (2) その他

出席委員：松井委員、塚口委員、中本委員、平柿委員、山崎委員、尾賀委員、沼井委員
県出席者：和田商工観光労働部次長、土屋課長、鏑田参事、江村副参事、陌間副主幹、洲寄副主幹、高田主事

〔議事概要〕

議題1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

「(仮称)平和堂甲南ショッピングセンター」の新設届出含む3件について事務局資料に基づき説明

1. 建物設置者の説明、質疑応答

(1) 「(仮称)平和堂甲南ショッピングセンター」の新設届出について

会長：ご苦労さまでございます。どうぞ、そこへお掛けになってください。

周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度でご説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

設置者：平和堂でございます。どうぞよろしくお願いたします。

新設届出について、ただいまから説明させていただきたいと思っております。

設置者：それでは、周辺への配慮事項を中心に、簡単に説明させていただきます。届出書の別添図面2の施設配置図をご覧ください。本店舗は、甲賀市甲南町竜法師に店舗面積11,514平米の新店舗で出店するものです。駐車場につきましては、建物内平面駐車場に783台を確保しております。駐車場利用時間は朝8時30分から夜10時30分までとなっております。一部併設施設のお客様が0時30分まで利用される部分もありますが、それ以外は閉鎖いたします。

また、歩行者道路を明示して、車と歩行者の動線がなるべく交わらないようにして、歩行者の安全が確保できるように配慮いたします。

駐車場の出入口は、図に示しております出入口、出入口の2か所です。出入りの

別は、双方とも出入口となっております。県道に面した出入口 については、左折イン、左折アウトのみとし、右折入出庫禁止の看板を設置するとともに、敷地内の路面表示を左折のみとします。また、繁忙時には、各出入口に交通整理員を配置して交通の円滑化を図ります。出入口 については、通学路が通っていることから、午後の下校時間帯にも交通整理員を配置いたします。

次に、周辺交通への影響および配慮事項について説明します。別添図8をご覧ください。本店舗の来店客は、主に旧甲南町、旧水口町の一部、三重県旧青山町の一部を想定しております。各方面からの来退店経路については、別添図9および10をご覧ください。経路は、特定の出入口に来店客が集中しないようにするとともに、なるべく来店客が分散するように計画しました。特に、甲賀方面から来店のお客様は、竜法師交差点を右折で出入口 に向かっていくことになることから、右折だまりを現況の27メートルから35メートルに延ばせてもらいました。

交通解析は別添図8に示します矢川橋西交差点、竜法師交差点、野尻交差点の3か所で行いました。結果を、添付書類の2ページから4ページに示しております。

開店後の各交差点の飽和度は、すべて0.6を下回っております。また、各車線の混雑度も、すべて0.9を下回っていることから、本店舗への来店交通は基本的に処理可能と考えられます。

次に、周辺への騒音の影響について説明いたします。別添図面2をご覧ください。予測は、店舗周辺において最も騒音の影響を受けやすい住居または住居立地下の地点で行うこととし、図2の赤い丸印および赤い二重丸印で示す10地点を選定しております。それぞれは高さ1階、高さ2階、高さで予測を行いました。各騒音源の位置については、別添図面3、4に示しております。

周辺民家への影響を軽減するために、併設店舗部分以外は、駐車場は夜間である22時から6時の間は使用しないこととします。また、荷さばき施設は別添図2の施設配置図に示します1から3の3地点ですが、その中で、現時点で民家に近いのは3番の部分になります。他の2地点については、近くに民家はありません。荷さばきを行う時間帯については周辺の生活環境の影響を考慮して、現況では比較的民家に近い3地点では午前6時から午後8時までの搬入とし、夜間には行いません。その他の地点についても、

1の朝5時台の1便を除いて、深夜・早朝の搬入作業は行わないこととしました。

以上の条件で騒音予測を行った結果を、添付書類6から7ページに示しております。隣地境界地点の等価騒音レベルの予測結果は、各地点とも環境基準に適合しており、周辺への影響は小さいと評価されます。また、敷地境界地点の夜間の騒音レベルの最大値は、予測地点D、E、G、Iの4地点で場内走行車両による騒音が規制基準値を上回っております。また、D地点では5時台の荷さばき作業に伴う衝撃音が、いずれも規制基準値を上回っております。この4地点のうち、GおよびIは道路に面した出入口付近であり、またDおよびEは、現時点では両地点とも農地に面していることから、周辺への生活環境の影響はないと考えられます。

ただし、DおよびE地点の周辺で将来住居が立地した場合については、その時点で遮音壁の設置を検討するほか、搬入時間の調整や外周付近での徐行、荷さばき作業の静穏化など、状況に合わせて騒音対策を検討実施いたします。

また、その他の騒音対策としましては、先ほど申し上げた対策に加えて、作業中の車両のアイドリングストップ、整理保管による作業時間の短縮、作業員の防音意識の徹底等の対策を講じ、周辺的生活環境の保全に努めます。

以上、簡単ではございますが、周辺の配慮事項について説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

会長：ありがとうございました。

それでは、ご質問をお願いしたいわけではありますが、(仮称)平和堂甲南ショッピングセンターに関する質問は、事業者の方がおられるこの場ですべてお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

何かご質問、ございませんか。

委員：騒音に関して1点気になったことがありますので、お伺いたします。

周りが田んぼ等に現時点では囲まれていますので、大きな問題は生じにくい位置だと思うのですが、東側に民家が一軒ございます。そのすぐ上にあるのは従業員用の駐車場というように考えてよろしいですか。

設置者：そうです。業者が一時的に店舗に来ることがございますので、その業者用の駐車場とさせてもらっています。

委員：ここの利用および荷さばきの時間ですけれども、6時から8時に荷さばきが入ると先ほどおっしゃいましたけれども、具体的な時間など決まっておるのでしょうか。

設置者：具体的にまだ決まってないですけど、6時から8時の間で、今のところ、ここでは1台で予定をしております。

委員：まず6時から8時は、一応法律上は昼間というようにされておるんですけど、科学的根拠は全くないんですね。科学的には8時から昼間というのが、どちらかというところ、6時台、7時台というのは過半数の人がまだ就眠中です。

そういう意味からすると、ここの民家の方と、そういう搬入の人たちと対話等をされているかどうか、お聞かせいただければと思います。

設置者：それは事前にお伺いして、この計画についてご説明を申し上げました。特に音の問題等もありますので、予測したところ特に問題はありませんとということで説明させていただきました。それでご納得はいただきました。もちろん荷さばき車両の時間も申し上げましたけれども、それに対して時間変更をしてくれとか、そういうことはございませので、今のところ、こちらの方にはご納得いただいております。

委員：開店後、またそういうような場を持たれるというように考えてよろしいでしょうか。

設置者：またお話があるようでしたら、ご説明をすることがあるかと思ます。

設置者：協定書を結んでいるの？

設置者：自治会とは協定書を結んでいます。

委員：気になっていますのは、その1点です。6時から8時、早朝に毎日ありますと、それは結構な影響力とか、あるいは被害につながりやすいので、くれぐれも注意して擁護していただきたいと思ます。

設置者：はい、わかりました。

会長：ありがとうございました。

今、協定というようなことが少し聞こえましたが、自治会と協定を何か結んでおられるのですか。

設置者：そうです。生活環境への配慮ということで、その辺は十分注意しますよということ、うちが約束させていただいた。その意味で、協定書を結ばせていただいているんです。

会長：今、話題になりました騒音のおそれがある方、その方も、その自治会に入っておられると考えるとよろしいですか。

設置者：はい。窓口を自治会にきちんとつくらせていただいて、今、先生からご指摘のあったこと等ございましたら、すぐに協議ができる体制をつくりましょうということでございます。

会長：ほかに、ご質問ございますか。どうぞ。

委員：たまたま騒音で荷さばきの場所が出たんですけれども、これは何箇所かあるんですが、業者さんごとに指定されてあるんですね、どこですということ。

設置者：そうです。中の店舗に合わせて、それで決まってくるんです。

委員：それで業者さんごとに予測して、その台数に対応する騒音とみなしてよろしいですね。

設置者：はい。

会長：よろしいでしょうか。

ほかに、ご質問ございませんか。どうぞ。

委員：朝の5時台に荷さばきが1台であると書いてあるんですが、荷さばきの施設としては、3か所のうちのどれになるんですか。

設置者：番号で言いますと、荷さばき施設1、図面で言うと、一番上にある箇所です。

会長：確認していただいたということで、よろしいでしょうか。

委員：はい。

会長：ほかには、いかがでしょうか。どうぞ。

委員：ちょうど今、前に出ています図面で、市道の部分の道路幅が非常に狭いように思うんですけれども、そこは店舗の誘導とか、そのあたりでは余り利用されるような想定がないのかということですね。狭いという印象を持ったんですけど、どの程度狭いかというのがよくわからなくて、その車の対向がスムーズにいけるのかとか、何かそのあたり、もしつかんでおられれば。

設置者：場所は、ここでしょうか。

委員：はい、そのあたりですね。

設置者：この道は、もともと敷地の真ん中辺を2メートルぐらいの、いわゆる旧の農道を旧甲南町で舗装されて使っておられたところを、今回の開発に伴いまして、その上のほうへ付け替えをするようにというご指導をいただいて、幅員最低4メートルで、主に人、自転車等々でございまして、町内の方がたまに車でお通りになりますけれども、一般車両はほとんど通っておりません。

といいますのは、県道との出入口がワンウエーしか通れません。2メートルぐらいの幅で狭くなっています。敷地に面したところだけ4メートル幅員に新たにつくりかえたものですから、ほとんど通学の子もさんたちと町内の方々、および自転車でございま

す。

会長：ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、他に質問がないようですから、建物設置者の方にはこれでご退室いただこうと思います。

どうも、ご苦労さまでした。

設置者：どうもありがとうございました。

(2) 「フォレオ大津一里山」の届出事項変更届出について

会長：それでは、引き続きまして、フォレオ大津一里山の建物設置者である大和ハウス工業さんから説明をいただきたいと思いますので、入室していただくようお願いいたします。

どうも、ご苦労さまです。前のところへお掛けください。

それでは、フォレオ大津一里山の変更届出書につきまして、県の意見への対応策を中心として、10分程度でご説明いただきますようお願いいたします。

設置者：お手元に変更届という資料と、それに付随しまして別冊の交通予測結果などが配られているかと思ひます。そちらに基づいて対策のほう順次説明したいと思ひます。

まず、変更届出書の表書きの裏でございますけども、2ページ目をご覧ください。意見が4つ出ておひまして、1つ目が、ほぼ同時期に開業するイオンモール草津の影響を加味した国道1号の主要交差点とする交通量予測、これを実施してください。その結果に基づいて来退店経路の見直しなどを図ってくださいというのが意見でございました。

その対策でございますけども、変更前ということで案内経路を記載しておひしましたが、結果的には案内経路を見直しておひます。そのことについて説明をさせていただきます。そのページの変更後というところに記載がございますけども、届出時点では国道1号の交通量調査というのは実施しておひませんでした。今回、改めて6か所の交通量調査を実施しておひます。

この交通量調査でございますけども、交通予測報告書というものがお手元にあるかと思ひますが、こういったものが別冊の3ページ目にあるかと思ひます。こちらのほうに図面が入っておひまして、国道1号はちょうど真ん中を。

会長：交通予測結果報告書の3ページですか。

設置者：はい。こちらの3ページになります。東西に走っている1号線沿いで交通量調査を改めてしまして、1つ目が一番西からいきますけども、大江四丁目というところで、大萱の一丁目西交差点、瀬田駅口交差点、それに一里山一丁目交差点、月の輪一丁目交差点ということで、国道1号で改めて5か所の調査をしておひます。

もう1か所、実は学園通りといわれる瀬田駅から計画地のほうに向かったところの真ん中に、瀬田東小学校前という交差点もマルを振ってございます。こちらも実施しておひます。ご意見は国道1号というお話があったんですが、学園コミュニティさんというところの自治会とお話をしたときに、ここも調査してほしいというご要望がございまして、こちらのほうも、平日と休日それぞれ今年1月と4月に調査を実施しておひまして、それらをもとに変更後ということで対策を記載しておひます。

こちらのほうの詳細につきましては、交通予測結果報告をまとめたものと、こういっ

た交通量調査をした結果もございます。その結果に基づきまして案内経路を見直しました。

この結果に基づきまして、現況の交通量を見てみますと、瀬田駅口というところと、月の輪交差点の交通量が多いと。イオン草津ショッピングセンターの発生交通量を上乘せても、こちらの2か所の交通量がかなり多くなるというのがわかりましたので、できるだけ1号線を通らないような広域的な誘導をしたいということで、案内経路を見直しております。見直したものは、変更届出書の4ページ目に変更前という図面が入っています。もう一枚めくっていただくと、変更後ということで入っております。

何を見直したかといいますと、もともと変更前は、計画地に対してできるだけ直線的にといいますか、一番近いルートでのご案内を考えておりました。それでいきますと、北東のほうから来る車につきましては、1号線を通ってくる可能性が高くなりますので、南草津駅方面から来る車につきましては、県道2号線、大津能登川長浜線のほうに回っていただくという迂回経路を、変更後として計画設定させていただこうというのが、変更の1番目のことでございます。

この変更に伴いまして、1号線の瀬田駅口の交差点とか月の輪交差点というのは、単純な案内経路にしますと飽和度が1を超えるところが出てきますけども、迂回経路をとると案内をしますと、机上計算ではございますけども、飽和度上は0.9を下回るというような数値になってございます。

そういったことから、この広域的な案内というのを、できるだけ南側の県道のほうに回っていただくというような案内経路の見直しということを変更として挙げさせていただいております。

これ以外に、公共交通機関の利用促進もさらに充実させたいと思っております。こちらのほうは、その2枚目にも記載しておりますけども、JRの主要な駅でのポスターの掲示であるとか、電車・バスでのわかりやすいアクセス方法を記載しまして、公共交通機関での来場を呼びかけるとか、チラシ広告にもそういった公共交通機関での来場を示すようなものを掲載するとか、路線バスの時刻表などを施設内の案内カウンターに掲示するとか、そういったものでバスの利用者の向上を図っていきたいと考えています。

あと、周辺の道路情報を館内に掲示しまして、交通集中を回避していただくと。帰っていく車につきましては、今、1号線のほうが混んでいるよとかいうものを館内に掲示して、リアルタイムにお見せして行って、できるだけ県道のほうに回ってもらうようなことを考えています。実際には、国交省のホームページで1号線の渋滞情報を15分単位でとれるものがございまして、これを館内に張り出すなどお客様にお知らせして、できるだけ混雑しないほうの道路を使ってもらうというような誘導も考えております。あと、タクシーベイの設置を考えています。

それ以外に、シャトルバスを導入しまして、公共交通機関の利用がしやすいような整備を進めたいと考えている次第でございます。これにつきましては変更届出には記載がございませんでしたけども、現在、シャトルバスを出すということで進めておりますので、つけ加えさせていただきます。

2つ目のご意見は、周辺の道路への来退店車両の進入防止ということで、近隣住民の安全対策として交通整理員の常時配置など実効性のある具体的な対策を講じることと記

載がございました。このことにつきましては、変更前は何も届出書には記載がございませんでした。それで、変更後の対策としまして、そこに記載してあるものでございますけれども、来店客車両が生活道路に進入しないように注意喚起の看板を要所に設置しようとしております。

これにつきましては、その変更届出書の5ページ目に、こういった図面が入っていたと思います。これは1番から10番まで黄色でマルを振ってございますけれども、そういったところに、生活道路への進入防止を呼びかける看板を設置するという具体的なものでございます。この町の中のところにつきましては、自治体さんなどとも相談させてもらった上で、ここに付けるのがいいでしょうねということのもとで、このあたりにつけようということで、今現在、計画している次第でございます。

あと、生活道路への進入防止としての交通整理員の配置ということで、これも同じ図面で見にくいですが、7番、8番のバイパスの下のところと、あと計画地の9番、10番と書いている右側に人の絵があります。当然、出入口には交通整理員の配置をしますけれども、これは生活道路への進入防止という意味の交通整理員を、ここに置きましようというものでございます。

それと、交通安全対策ということで、市道の1057号線、学園通りと呼ばれているものでございますけれども、こちらの道路を改修しまして、歩道を拡幅するという計画もさせていただいております。これも届出書には記載がなかったものでございまして、これはどこかといいますと、学園通り前の計画地のところから一里山四丁目の交差点まででございます。

これが計画地で、ここに新幹線が走っておりまして、これがバイパスになっております。学園通りの東側は道路拡幅をしまして、右折レーンを設けるというような計画はご披露させてもらっていますけれども、こちらからバイパスまでの間、約200メートルについても、地元さんのご要望もございまして、1.5メートルの歩道を3.5メートルの歩道に拡幅ということで工事は終わっております。このことについても、届出書の中に記載がなかったもので、変更届の中には記載させていただいたという次第でございます。

続きまして、3つ目のご意見は青少年の健全育成の見地から具体的な防犯対策を講じることということで、届出書のときは駐車場の出入口をチェーンなどで施錠するというのを記載しておりましたが、それプラス、営業時間終了後も施設内には警備員が常駐をして、定期的に巡回するというのを入れさせてもらっています。それと、敷地内には屋外用、屋内用の防犯カメラを設置して防犯対策に努める。夜間は、未成年者などへの声かけ運動も実施させていただきます。あと、常夜灯も設置して、お店が閉まってからも、防犯対策になるようなことをやっていきたいと考えている次第でございます。

最後に、4つ目は周辺の道路事情に関わって、交通渋滞および交通安全対策について、関係機関、道路管理者とさらに協議し、有効かつ適切な対策を継続して追求することとございまして、こちら変更届の記載のとおりでございます。オープン後も周辺の交通状況の監視に努めます。万一、想定以上に来店客車両が発生し、慢性的な交通渋滞などが発生した場合には、円滑な交通となるように道路管理者、関係機関、地域にお住まいの方々などと話し合いをして、また対策を新たに考えたいというふうに考えている次第でございます。

今日、ご提示させてもらった変更届は以上でございます。

1つだけご質問があったというふうに県のほうから聞いていますけども、学園通りと呼ばれている計画地東側の通り、この2か所の南側と北側の角の信号設置につきましては、大津署のほうから、オープンには信号の整理のもとで処理できるということを聞いております。以上でございます。

会長：ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご質問をお願いしたいと思います。この件につきましては、事業者の方がいらっしゃる間にすべてご質問をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

ご発言は、はい、どうぞ。

委員：交通調査をなさったのは、いつですか。ちょっと日付が探せなかったのです。

設置者：2回に分けて調査をしまして、1月と4月ですけども、交差点番号で言いますと、口、八、へというのが、1月17日(木)と1月13日(日)です。時間は8時から22時まで連続で交差点の交通量を(調査)しています。

それ以外につきましては、4月6日(日)と9日(火)でございます。

委員：すみません、もう一度。1月のところで聞きそびれてしまったんですけども、1月のいつでしたか。

設置者：ごめんなさい。1月13日と17日です。13日が日曜日です。

委員：はい。ともに日曜日を入れてはるということですね。

設置者：そうです。

会長：ほかに、いかがでございますか。

それでは、私から1つ、2つお聞きしたいと思います。変更届出書の2ページ目ですけども、イオン草津の出店の影響を加味した交通量予測を出していただいたわけですが、要するに、他の事業者でありますイオンさんのデータをどのように活用して、ここで予測されたんですか。

設置者：これは、イオンさんのところの大店立地法の届出書がございまして、それを縦覧させていただいて、その中から数値を拾ってきたというものでございます。だから、発生交通量は届出が出ているものと同じです。

方面別の交通量につきましては、イオンさんのところは細かくネットワークを分割されていて、その細かな数字が幾らというのは届出書の中には記載がなかったので、ある程度、私らが持っている世帯数のもので、方面別はウエートづけをさせていただいています。

会長：要するに、イオンの届出書に記載されているデータにおおむね基づくけれども、計画地から離れるに従いまして情報が足りないから、その場合にはなにがしかのウエートを付けていくと、そういうことですか。

設置者：そうです。

会長：はい、わかりました。

あと、シャトルバスについて今回は伺っていないと思いますので、ちょっとお聞きしたいんですが、路線バスというのは確かに計画地の前をかなり頻繁に走っておりますけ

れども、何分、大学の学生さんも多いですから、それほどこの事業計画地へいらっしゃるお客さんにとって乗りやすいものではないと思いますので、シャトルバスというのは非常に結構ですけれども、それはどういうふうな経路で、どのくらいの頻度で増強されようと計画されているんですか。

設置者：現状、バス会社とは契約はしてないんですけど、方向性だけですが、計画地と瀬田駅と結ぶバスを出すということはほぼ決まっております、頻度的には30分に1本程度往復できるようなもので考えています。

会長：それは小型バスですか。マイクロバスでしょうか。

設置者：通常のバスです。

会長：はい、わかりました。

それから、変更届の最後に書いてあります「地元の皆さん等々と協議をして、必要性が出てくれば対策を検討します」ということですが、仮に関係者の中にイオンさんなんかが入ってきた場合でも、そういう対応は可能でしょうか。

設置者：ここは、具体的なその問題点にもよると思います。

会長：だから、相互が関係するような問題が、もしあれば。

設置者：問題はないと思います。

会長：1号線の混雑とか、双方が何分かの負荷を与えているような場合は、場合によっては同じ場に座っていただけということですね。

設置者：はい。

会長：わかりました。ありがとうございます。

ほかに何か。どうぞ。

委員：ここで、「公共交通機関を利用するように呼びかける」というふうに書いておられましたけど、フォレオ大津一里山は大型店舗ですので、我々が買いに行くときでも同じ思いですけれども、まとめ買いをして、要するに荷物をたくさん購入してしまう。

そうすると、バスで来て、またバスで持って帰る。これは本当に実効性があるのかなと思うんです。特に滋賀県に住んでいるとわかりますけど、自家用車を皆さんが持っていますから、どうしても車を使って行こうとするのではないかと思います。それを、お店側として、強制的に排除するようなことはできないですね。

果たして、このお書きになっているようなことで交通渋滞が防げるようなことができるのかどうか非常に疑問ですけど、その点はいかがですか。

設置者：おっしゃるように、公共交通機関の利用というのは駅に直結しているという場であれば、かなりな呼びかけで効果もあると思うんですけど、今回の一里山の計画地でございますと瀬田駅が一番近いんですけど、そこから距離がございます。

よかったことに、この路線バスがかなり充実して、大学もあるということですが、10分に1本とか、平日ですと5分に1本程度バスが来るということで、バスの呼びかけをすれば、1割、2割まで来てくれたらいいけど、そこまではないと思いますが、何らか効果はあると思っています。

ただ、バスだけではなくて、もう1つ、タクシーベイというのを入れています。おっしゃったように荷物がたくさんになると、バスに乗って、電車で帰るといのはなかなか厳しいものもあるので、実はタクシーは大型輸送じゃないですけども、バスで来てく

れた人の荷物が多くなったので、タクシーに乗って帰ると。あそこにはタクシーベイがあるから、タクシーがいつもいるんだよということで、あえてここにタクシーベイを記載したのは、そういうことでございます。

そういったことも含めて、公共交通機関の利用促進というのは大々的に進めたいと思っています。ただ、おっしゃるとおり効果がどこまであるかといわれると、はっきりと数値は申し上げられないですけども、今はそういうふうを考えている次第です。

委員：多くの荷物を買われた人は、例えば配送サービスみたいなのがありますよね。ああいうのを廉価にやるとか、そういったことはお考えになっていませんか。

設置者：現状、施設全体では考えてはいたしません。まだテナントも決まっていなくてもございますけども、テナントに対しましては、それぞれ配送するサービスといたしますか、有料にはなるかもしれないですけども、そういったものは受けてもらえるようなことは考えています。

施設全体で一つまとめてというんじゃなくて、大きいものを買った場合は配送してもらおうということは、テナントに対して呼びかけることもできますので、それをやることは可能です。

会長：どうぞ。

委員：ちなみにタクシーベイの設置というのは、構内のどの辺を考慮されるんですか。

設置者：届出時点では記載がないんですけど、(資料の右上を指して)北側のこの辺にタクシーベイをとるということでつくっております。ここからすぐに入れますので、お店から歩かなくても、目の前で乗って帰ってもらうというようなことを考えています。

会長：ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質問も出尽くしたようでございますので、建物設置者の方にはご退室いただければと思います。どうもご苦労さまでした。

設置者：どうもありがとうございます。

(3) 「(仮称)イオンモール草津」の届出事項変更届出について

会長：それでは、3件目になりますけれども、(仮称)イオンモール草津の建物設置者でありますイオンモール株式会社さんからご説明をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

どうぞお入りください。どうもご苦労さまです。

それでは、(仮称)イオンモール草津の建物設置者でありますイオンモール株式会社さんからご説明をいただきたいと思います。変更事項につきまして、県の意見への対応策を中心に、10分程度でご説明いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

設置者：まず1つ目ですけれども、フォレオ大津一里山を加味した国道1号の主要交差点を中心とする交通量予測を実施し、適切な交通対策を実施することというご意見に対しまして、フォレオ大津一里山を加えた国道1号を中心とする広域の交通量予測を行った結果およびその対策につきましては、前回の審議会においてご説明したとおりになります。

その結果を踏まえまして、添付書類6の来客の自動車を駐車場に案内する経路および

広報、(3)その他設置者が行う交通対策等に、広域誘導による来退店経路の分散という項目を追加しました。

そこに、国道1号や国道1号流入道路、県道近江八幡大津線は交通混雑が予想されるため、当初計画にある来退店経路の分散を広域的な誘導看板の設置等により実施するとともに、バス路線整備による自家用車利用の低減、周辺道路の混雑状況等の情報発信による来退店時間の分散など、交通混雑低減策を実施するという記事を記載しました。

なお、当初の届出時点から国道1号等の混雑が予想される経路を避ける広域交通計画を行っており、今回の変更届において誘導経路を変更したものではないということ、改めてご報告いたします。

次に、2つ目の意見につきまして、公共交通機関の利用など自家用車以外の手段による来店を促進する具体的な対策を講じることというご意見に対しまして、添付書類6の(3)その他、設置者が行う交通対策等を一部変更しまして、近隣の主要な駅から当該施設へ路線バス等の運行をするようバス運行会社と協議中であり、平成20年8月時点でJR南草津駅とイオンモール草津とを結ぶ2路線、JR瀬田駅と結ぶ1路線の整備が決まっており、その他の路線整備についても継続してバス運行会社と協議し、路線整備に努めるということに記載しました。

また、核テナントの低価格宅配サービスなど手荷物軽減対策を実施し、公共交通の利用促進に努めること。また、当社施設に就業される従業員にも公共交通を利用した通勤の促進に努めること。バス路線の整備により、当社のお客様のみならず、駅方面への移動など地域に住まわれる方々の日常生活の利便性向上や、公共交通を利用するライフスタイルの構築に貢献することを記載しました。

次に、3つ目の意見で、生活用道路への車両進入の防止、近隣住民の交通安全対策として、交通整理員の配置等、実効性のある具体的な対策を講じることというご意見に対しまして、添付書類6、(2)経路等を来店者に知らせる方法の一部を変更し、周辺的生活用道路への来退店車両の進入を防止並びに近隣住民の交通安全対策として、進入をご遠慮いただくような看板の設置、交通整理員の配置について、地域住民、道路管理者、警察機関等と協議し検討することを記載しました。

また、開店特別繁忙時においては、初めて来られるお客様への経路の周知徹底のため、仮設誘導看板の設置や交通誘導員の配置について、関係諸官庁と協議し対策を講じることに記載しました。

続きまして、4つ目の意見ですけれども、琵琶湖養育院病院南側の交差点は来退店経路となっていないため、チラシ誘導看板、必要に応じて交通整理員により進入防止に努めること。また、これらの対策を実施した場合でも車両の進入が予想されるため、適切な交通対策を実施するというご意見に対しまして、添付書類6(3)その他、設置者が行う交通対策等に、琵琶湖養育院病院南東交差点の周辺の交通対策という項目を追加しました。現状でも、近江大橋へのアクセス道路として多くの方々が利用されている道路であるので、誘導看板の設置ほか、広告、お帰りルートマップ等で広報を行い、計画誘導経路をご利用していただけるよう努める。また、交差点の改良についても関係機関と継続して協議を行い、実施に努めることを記載しました。

5番目の意見ですけれども、営業開始時間が朝の通勤時間と重なり交通渋滞が予想さ

れることから、営業開始時間の変更も視野に入れた渋滞対策を行うことのご意見に対しまして、届出書の6、大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項、(1)大規模小売店舗において小売事業を行うものの、開店時刻および閉店時刻を変更し、核店舗の営業時間を9時から24時、ただし、年間60日以内は8時から24時とし、(2)来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更し、8時30分から翌0時30分、ただし年間60日は7時30分から翌0時30分としました。

また、その他提出書類の2、その他立地法の指針に関する事項の(4)防災・防犯対策への協力、2.当該施設には約200店の専門店があるため、現時点では検討・調整中ではありますが、地域の意見を考慮し、繁忙期を除く通常期の閉店時間の繰り上げについて可能な限り実施し、今後も継続し検討・調整をしていくことを記載しました。

検討中の通常期の営業時間は、核店舗の食品雑貨売場が9時から23時、核店舗内のその他の店舗が9時から22時、核店舗外の専門店が10時から22時です。

さらに、添付書類の6、(3)その他設置者が行う交通対策等に、従業員の通勤車両の制限という項目を追加し、本店舗の従業員の通勤については、公共交通機関の利用や相乗りを促し、通勤車両の低減に努めることを記載しました。

続きまして、6つ目の意見で、防犯や青少年の非行防止対策として、夜間の警備員の巡回、声かけにより管理強化を図ること、並びに深夜営業時間の再検討を含めた防犯・安全対策を講じることのご意見に対しまして、その他提出書類の2、(4)の防災・防犯対策への協力を一部変更追加しまして、警備員のみならず従業員も積極的に声かけに努め、施設管理の強化を図り、防犯および青少年の非行防止に努めることを記載しております。

また、アミューズメント施設は、単独での深夜営業は行わず、モール専門店と同時間内での営業とすることを記載しました。

最後の7つ目のご意見ですけれども、開業後に交通渋滞等の問題が生じた場合には、建物設置者と地域住民との協議の場を設けるとともに、必要に応じて関係機関、道路管理者と協議し、広域的に有効かつ適切な対策を継続して追求することのご意見に対しまして、添付書類の6、(3)その他設置者が行う交通対策等に開業後の対策という項目を追加し、開業後に慢性的な交通渋滞等の問題が生じる場合には、地域住民との協議の場を設けるとともに、警察、道路管理者等の関係機関と継続して協議を行い、広域的に有効かつ適切な対策を検討し、実施に努めることを記載しております。

以上が変更の内容になります。

続きまして、事前に審議会の委員の先生からの質問を県のほうからお聞きしていますので、それについて説明いたします。

設置者：まず、質問の1つ目として、周辺道路の混雑状況等の情報発信による来退店(車両)の分散について、情報のエリアはどの程度の範囲か。情報の入手方法は何か。お客への情報提供を具体的に説明してくださいというご質問がございました。

我々として、現在実施することが決まっていることをご説明させていただきます。お客様が一番多く往復する箇所のモールの中央部に、42インチの液晶モニターに道路情報センターから情報提供を受けて、広域周辺道路情報画像を放送するとともに、ホームページにこのリンクを掲載します。それと、そこに情報が出ているということを出入口

に掲示をして、そういうことをやっているということを促そうと考えております。

あと、この画像は防災センターのほうでも見られます。それと、防災センターには建物上部で周辺の道路の状況を見るためのカメラも多数設置してありますので、その辺の状況も踏まえて、館内で、混雑の出るような時間帯には、皆さんに、今こういう状況ですというようなことを放送させていただきたいと思います。範囲としましては、大津のサービスエリアとか、栗東のインターチェンジのほうまで、高速道路も含めて情報提供が得られる範囲について提供する。ただし、情報提供がされていない部分については、あえて路線としては載せずに対応を実施することとなっております。

あと、路線バスの運行については、既に決まっている便について始発、終発は何時か。1時間に何便程度か説明してくださいということがございました。こちらについては変更届にも出しているように、我々、あくまでも店に来る利便性ではないということも考えておりますので、まず南草津駅西口発、それと我々のほうから出るバスについても朝7時から時間4便程度、それと、お帰りの方もいらっしゃると思いますので、7時から19時程度は厚くして時間4便程度を考えております。金額としては240円ということになっています。これは、通勤時間帯というのもございますので、我々のショッピングセンターに通勤をされる方、また一切我々とも関係なく駅に行かれる方も乗れるような形で朝7時から時間4便程度。

それと、瀬田駅・イオンモール間につきましても、瀬田駅発が7時半から。これについては我々のほうに出勤することに対して配慮しております。あとは、イオンモール草津発についても7時45分から、これは時間2から3便程度ということで、金額としては190円ということで決まっております。

なお、前回のご質問の中でも、近江大橋西詰め方面からという話がございました。こちらにつきましても継続協議をしておりますが、現時点では開店後の状況を見て今の路線バスの乗降客数を見て実施をしていきたい。それと、既存にこのルートを走っているバスがありますので、その辺の増便対応から始めて、いわゆるオープン後の状況を見て実施をしていくということで話が進んでおります。

3つ目の質問として、低価格宅配サービスについてはマイカルの他店舗で実績があるのか。あれば、どの程度の効果が見込まれるのかということですが、こちらについては、現在でも全国のサティで実施しております。ただし、サティといっても、我々のようなところで広域な商圈を持ってやっているサティと、本当に足元の商圈の厚いところでやっているというところもありますので、調べたところ、かなり実施しているものについてはばらつきがある。

ただし、一番近い近江八幡のサティでは、一日1~2件、月に40件程度ということではしか利用がされていないということですので、我々は若干タイプが違うということもありますので、こちらについてはサティさんとも話し、サティさんにそれを任せるのではなくて、我々のほうから積極的にそういうことをやっているということを、より発信をして、利用の促進に努めるということで考えております。

ですので、これらについての軽減効果というのはまだ具体的にはあれですが、現時点ではショッピングセンターのタイプが違うということもありますので、このことについては積極的に広報していくということで対応するように考えています。以上です。

会長：ありがとうございました。

それでは、委員のほうからご質問させていただきたいと思います。

委員の先生方、どうぞ。

委員：営業時間帯でお聞きしたいんですけれども、変更後は朝は1時間ずらしていただいたので、通勤ラッシュとずれるのでありがたいという外部の方の意見もあったので、よかったです。

あと、閉店時間ですけれども、変更前も変更後も、ともに核店舗が1時間にこだわって遅くされていますね。何か特別理由はありますか。

設置者：閉店時間につきましては、核店舗についても細かくは分けておりませんが、やはり食品部分ということもございますので、全館としてはほぼ閉まっている状況であって、そのあたりでちょっと時間的なものが。

委員：同じ時間帯を設定されるのなら一律にされたほうが。その1時間ずらしておられるというのは何かこだわりがあるのか。1店舗でも開けてあれば、防犯にしても青少年のそれにしても関連してくると。

だから、22時閉店というのが変更後に出ているのであれば、核店舗のほうが同じように合わせられないのかなというのが1つ。

それと、変更前も変更後も1時間ずらしておられる何かこだわりがあるのかなというところで、少しお聞きしたかったですけど。

設置者：特に、そのこだわりということではないんですけれども、まず1つは、ふだん通常期と例えば年末年始とか、今後地域の動向を見て、例えば地域の祭事によって夜間でも売れるものとか、そういったものがあるございますので、時間については1時間にこだわっているということではないんですけれども、現時点としてはこの届出をさせていただいたというところです。

委員：はい。同じページにありますので、年間60日以内というのは、いわゆる年末年始、そういうことを目指しておっしゃっている範囲で収めたいとか、そういう意図ですか。

設置者：そうです。

委員：こだわるわけがなければ、せっかく22時終了だったら、22時に終了しても、強いて。

設置者：まず、専門店につきましては200店舗、核店舗がございまして、それと核店舗以外に専門店もございます。それと、一つの館内に外向きの店舗や、今回、我々としては別の棟もあるということもございますので、例えばレンタルビデオ、書籍等、仕入れ、販売を一緒にやっているようなものであれば、実体としてはレンタルしかやっていないにしても、そこに明確な区分がなければ、立地法上は営業時間として記載しなさいということもあります。

例えば、200店の中の1店ということも若干考えられることでもありますので、その辺の中で、200店舗全部に対して現時点では22時ということとはできない。

ただし、中に入らなければ営業ができないお店、モール専門店とか、アミューズについては、通常であれば22時、届出書は23時ということで考えております。その辺で、時間的な制約というのも若干変わってくると思います。

会長：どうぞ。

委員：公共交通を利用するということについてなんですけど、その前に駐車場の利用料金というのはどうなるんですか。

設置者：我々は無料で開放しております。

委員：それで、公共交通のほうは240円かかるのですね。果たして、それはインセンティブがかかるものですか。公共交通のほうへ人が移動するということが、どう。

要するに、駐車場のほうは、たくさん買ってもらったサービスとして無料で、公共交通を利用するときは、荷物を持って帰るのに240円かかる。それは、利用者の側から見たときに積極的に公共交通のほうへ変わる。そもそも自動車を持っていない方にとっては便利なお店にはなるでしょうけれども、自動車を持っている方から見たときに、果たして、そういう公共交通のほうへ乗り換えるということが可能だと思えますか。

設置者：一概には言えないと思いますが、今、ガソリンも高いというのもありますし、そのあたりで、動きとして公共交通を使われて移動される方が非常に多くなっていると思います。

その中で、公共交通を使って行けないようなお店であれば、そういう動きには対応ができないお店ということになりますので、確かに個人個人にすべて有料にして、車を避けて路線バスで来られるお客の場合は便利ですよというふうにしたほうが、大津としてはいいのかもしれませんが、我々としてはそこまでは対応ができないということです。

ただし、このバスの運行については、そういったお客様に対応ができるようなものと、前回の審議会のときにもご説明させていただきましたが、これについては利益補填をしながら運営をしていくということで考えております。

会長：よろしゅうございますか。

委員：全く無料ですか。

設置者：駐車料金ですか、はい。

委員：それは、マイカル以外にたくさんの専門店があって、2時間、3時間、4時間と遊ぶというか、アミューズもありますよね。そういう方も無料ですか。

設置者：はい。

会長：駐車料金をとるか、とらないかというのは大きなことなんですけど、無料にされるということは、ただということはないわけなので、要するになにがしか駐車料金を、そのお店のほうで負担しているとも言えますよね。そうですね。

設置者：はい。

会長：そうしますと、バスに対しても若干補助というか、補填といいましょうか、そういうことをされると聞いておりますが、それは同じような発想のもとにお客様サービスということですか。そのバスで、なにがしかの補助をしようというお考えがあるんですね。

その考え方は、要は駐車料金をいただいてもいいんだけど、それはお客さんに対するサービスとして無料にする。同じような考え方でバスに対しても補助していくと。ただ、バスというのは無料にしますと、バス事業者がおられますから、そういう方々との問題もあって、無料にはなかなかできないことだと思いますけども、かなりの補助をしようというふうなお考えはお持ちですか、バス事業者に対して。

設置者：それにつきましては、乗降客数ということがありますので、乗降客数が少なければ、我々の補填額が大きくなっていくと。ただし、乗っていただければ、我々の補填額は少なくなるということです。

あとは、駐車場を有料にされているお店というのは、多分皆さんも御存じだと思うんですが、駅前とか、その他我々のお客様以外が利用されるようなお店であれば、全国どこでも、我々のお店でもそういったところは有料になっておりますが、基本的にはそのショッピングセンターなどは有料にしてというような、もともとお客様にサービスというよりは、当たり前になっているような方向というふうに考えています。

ですから、我々としては駅前であれば有料とかいったことはやっておりますが、ここについては有料にするという考えはございません。

会長：わかりました。

ほかに、いかがでございますでしょうか。

どうぞ。

委員：先ほど質問がありましたけど、年間60日の60という数字はどこから出てきているんでしょうか。もし年末年始だけということになりますと、60は多過ぎるなと思ったんですが。

設置者：年末年始、お盆、それとゴールデンウィーク、あとは我々の特別なセールとかもありまして、そういったものを加味してということです。

委員：実際、60日程度までなるのか、多目に見積もってこういう数字を挙げておられるのか。

設置者：考え方としては、多目に見積もっております。

委員：わかりました。

もう1点、先ほども質問がありましたけれども、食品雑貨売り場だけが1時間長く営業されているという状態で、これから可能な限り調整をされるというように書かれておるんですけども、食品雑貨売り場が営業しているのに、どうしてうちは早く閉めないといかんだというような、逆のインセンティブを与えてしまうような気がするんですが、そういうことはお考えになられていたんでしょうか。

設置者：専門店のほうも、より営業したいという要望もあります。

委員：ですから、専門店のほうが23時までやりたいというところがおられるから、まだ検討・調整すると書いていると私は読んだのですが、そういうじゃなくて、専門店は早く閉めたいということですか。

設置者：22時ということです。

委員：とすると、このところは最初から22時と書けるんじゃないですか。

設置者：そこは、先ほどご説明させていただいたお店の中にも、モールの中に入らなければ営業できないものというのは全体として当然ありますけれども、テナント様によっては、例えば単純に表から入れるとか、別の棟にある建物もございますので、それを200店すべてにおいて22時ということについては、現時点では記載できないということになります。

ですので、現時点で言えるのは、間違いなくこの時間でほとんどの店舗といたしますが、建物の中の店舗については、10時から22時で、この検討中の時間で営業することに

なっておりますが、例えば今回オープンのときは、やはりお客さんの来店の分散を図るということもあって、朝9時から営業したいとかいうこともございますので、そういった中で、その営業時間の幅というのを持っているということです。

委員：ということは、食品雑貨売り場1階については、23時まで営業したい店舗の一つであるという解釈をして。

設置者：そうです。やはり生活として遅く帰られる方もいらっしゃいますし、今としては食品売り場というの、やはりコンビニ化しているというか、生鮮を買ってというよりも、そこでお弁当を買ったりとか、デリカを買ったりとか、やはり需要としては夜間利用というのが多いということもございます。

そういった中で、地域の声としては23時ということで営業させていただいて、その時間帯のお客様も食品部分については非常に多いというふうに考えております。

会長：ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

委員：9月22日付で、「イオン出店反対と街づくりを考える会」から意見書が出ていますね。考え方として、何度か私も住民側に立つと、この意見はよくわかるなと思うんです。要するに、今もおっしゃいましたけども、イオンの核店舗マイカルのほうは夜の10時である、あるいは繁忙期は11時である、朝も1時間前倒して開店すると。

例えば、フォレオ大津一里山とは開店時間、閉店時間が変わってくる。それはいわゆる差別化という意味で、イオンさんにとってはメリットがあるのかもしれないけれども、逆によその店舗からすると、それに合わせて、じゃ、うちもやっていこうかみたいな形になると、せっかくやろうとしていることが逆になるのではないかと。逆になるというのは、要するに交通渋滞を招くは、それから環境にとって負荷がかかるような営業になるんじゃないかという気がするんです。

そうすると、ここの意見書にも書かれているように、せめてフォレオとかピエリのように閉店時間を午後9時と一律にするようなことができないのかという考え方は、住民側にとってはそのとおりだと思います。これについて、お考えはいかがですか。

設置者：子どもはシネマコンプレックスがございまして、シネマにつきましては営業時間を夜遅くまで申請させていただいています。どちらかという、シネマコンプレックスを利用される方の差がピエリ守山さんと一里山さんの場合はシネマがございませんので、そういう形で我々としては営業をしたいという状況でございます。

委員：シネコンに行く方というのは、我々も利用もさせていただきますけども、夜に仕事が引けてから映画を鑑賞しようかという方も多いと思いますけれども、何店舗ぐらいあって、何人ぐらい入られるのか知りませんが、その方々だけをねらって閉店時間を遅くするというのは、言葉は悪いかもしれませんが、詭弁にも聞こえるし、方便のようにも思えてしょうがないですね。

本当に、そんなことだけなのかなという気がしないではないですが。

設置者：それと、レストラン街は23時ということで届け出をさせていただいておりますので、その辺の飲食を利用される方への、そういう営業というものも加味してございます。

会長：はい、どうぞ。

委員：今のことに関連しますが、文言の中で、大津市のほうも意見がありましたし、今

の営業時間の説明でもありましたように、調整中とか検討中とかいうことで、仮に営業時間についてはその調整がいつまでされるのか。

あるいは、今の時点で「検討」というような言葉を使ってあるので、その辺は明確に実施するとか、そのこのところで、どれだけ対応していただけるかというのがすごく変わってきますので、意見にもありますように、その辺のところはどうなのかなというふうに思いました。やはり明確にこうだとか、ああだとか言わないと、ずれるのもわかりま

すけれども。

会長：そのあたり、いかがですか。

例えば、こういう案はどうですか 検討するとか調整とかいうのは相手があって、そうせざるを得ないというものもあると思うんですけど、御社の独自判断でできるものまで検討するという表現を使われると、少し理解に苦しむんです。

例えば、届出書2ページに、従業員にも公共交通を利用した通勤の促進に努めると。要するに、従業員に対してこういうふうにするというのだったら、言えるのではないかなと思います。それから、2ページの下のほうで、交通誘導員の配置を検討すると書いてあるけれども、御社のほうで配置するんだから、それは今の時点になったら、配置するのなら、すると言えと思うし、相手があることまでここで言い切ってしまうと、あとでできなかった場合に御社が困られるというのはよくわかるんですけど、そのあたりの整理はできませんか。

設置者：従業員の通勤については公共交通の利用に努めるということについては、公共交通を利用して通勤させるというような。

会長：そこは私が言い過ぎかもわかりませんね。下のほうの交通誘導員の配置あたりは、これはできるんじゃないですか。

設置者：現時点で、誘導員の配置というのは、住民の例えば細街路、生活道路に進入しないように、そういったところについては立てる計画をしております。

ただし、そこで約束をして書いてしまって、立地法の中でこれが条件となった場合、そういう状況がその後見受けられないとか、言ったとしても、しないといいますが、ずっとそれを約束するということになりますので、我々としてはちゃんと話し合ってくださいし、現地でも実は地域の皆様と話して、こういったところには人を立てますとか、そういった話もしております。

ただし、それが開店後の状況を見て、今で言うと我々オープンの時期でいけば、やはり年未年始を超えて1月が終わって2月に入るような状況を見て、最終的な判断をしたいというところで、現時点でその開店特別繁忙時の対策と、通常営業期の中での明確な表現ができないというところで、今こういう表現になっているところです。

会長：はい。説明としては、それでわかりました。

ほかに、ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それじゃ、質問も出尽くしたようでございますので、建物設置者の方にはご退室いただければと思います。どうも、ご苦労さまでした。

事務局：先ほど、フォレオと共同の場につけるかと言われたこと。

会長：ごめんなさい。私、フォレオさんのほうにもご確認させていただいたんですけども、御社の場合も何か開店後に大きな問題が起こってきた場合に、地元の皆さんも含

めて、行政の方々も含めて協議会を設置し、そこで議論するというふうなことを意思表明されているわけですが、例えば国道1号の混雑の問題なんかの場合は、御社が与える負荷だけではなくて、フォレオさんのほうの負荷もあり得る話ですので、そういったように両者に関係するような問題が生じた場合には、協議会の中でイオンさんとフォレオさんのほうで同席されるというような、そういうことは可能でしょうか。

もちろん関係するものだけですよ。それはよろしゅうございますか。

設置者：はい、問題ありません。

会長：はい、ありがとうございます。私、1つお聞きするのを忘れておりまして、失礼いたしました。

じゃ、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

会長：それでは、少し休憩をとりたいと思いますので、4時5分にスタートということにしたいと思います。しばらく休憩いたしましょう。

〔午後 3時54分 休憩〕

2. 審議

(1) 「(仮称)平和堂甲南ショッピングセンター」の新設届出に係る審議

〔午後 4時05分 再開〕

会長：それでは、予定の時間になりましたので、再開させていただきます。

本日、3件の審議をする必要がございますので、まず(仮称)平和堂甲南ショッピングセンターの届出内容につきまして、ご審議いただきたいと思います。

この件につきまして、何かご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

委員：1点、確認させていただきたいんですけど、北側あるいは西側ですか、まだ田んぼであるところについて、新たに住宅が建ったときには対策しますというようなことを言われていましたけど、これは届出書に書いてあったのでしょうか。

事務局：はい。説明のとおり書いています。

委員：わかりました。

会長：ほかには、いかがでしょうか。ご意見はございませんか。

そうしますと、委員の今のご発言は確認されたということでございますので、ほかの委員の方から特にご発言がございませんので、この件につきましては「意見なし」という形で対応してよろしゅうございませうか。

はい、ありがとうございます。

(2) 「フォレオ大津一里山」の届出事項変更届出に係る審議

それでは、次の変更届についてご審議いただきたいと思います。まず、フォレオ大津一里山の届出内容につきまして審議したいと思いますので、ご発言がございましたら、よろしくお願いたします。

この件については、地元自治体からご意見は特にございませんでしたか。

事務局：大津市から意見なしで、附帯意見が付いています。

会長：ご発言はございますでしょうか。特にご発言がないようでございますけれども、届出書に書いてなくて、本日確認させていただきまして、1つございます。

開店後に問題が生じた場合、関係者を含めた協議会の設置ということがございましたが、その中で、幹線道路の混雑などに関してイオンモールのほうと双方で対策を打たなければならないという場合には、協議会に同席していただくということですね。

イオンさんのほうも了解されておりましたし、フォレオさんのほうも了解されましたから、これを意見なしとはするものの、附帯意見として確認をさせていただけたらどうかと思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

この時点で、事務局にお尋ねいたしますけれども、なにがしか文書をきちっとするという事だったのでしょうか。一応、そういうものを含めていただきたいということをもって、最初の作文はお任せしてよろしかったのでしょうか。

事務局：最終的な案は事務局のほうで作成しまして、3つの案件の後には事務局でこういうものをまとめますので、それについて意見をいただいてから、審議会のあとで、また正式な文書をつくると。

会長：はい、わかりました。そういう趣旨の附帯意見を付けていただくということで、我々、一応ここに入れたということで前へ進めると思っています。

もう一度確認いたします。フォレオ大津一里山につきましては、「意見なし」。ただし、附帯意見といたしまして、ただいま申し上げたようなことをつけ加えていただくということでございます。

(3) 「(仮称)イオンモール草津」の届出事項変更届出に係る審議

それから、(仮称)イオンモール草津の届出内容につきまして、引き続き、ご審議いただきたいと思っております。ご発言でございますでしょうか。

はい、どうぞ。

委員：イオンモールに関しては、先ほどの議論の中でも、閉店時間の問題とか、そこが中心になったと思うんですけども、実は前回といいますか、最初に審議したときなんかは、交通渋滞の話がかなり多くウエートを占めて議論していたと思ひまして、今日は、私も含めて特にそれに対する質問というのは一切なかったと。

これは、恐らく私の認識では新しい案といいますか、変更も出てきて、多分これくらいしか今はしようがないのかなというふうなところが、正直あります。ですから、これが本当にベストなのかどうなのかというのは、残念ながら私もわかりませんし、提案されたほうもわかっておられない部分があったりするのかなというのが、正直なことです。

とはいいいながらも、もし渋滞が起こって近隣の方にご迷惑がかかるということは、速やかに何らかの策を講じなければいけないということは間違いないかと思うので、そういう意味では、今日も話があったように協議会といいますか、きちっと評価をして、その上で適切な処置を速やかに行うということは絶対条件なのかなと。これは、改めて意見として述べる必要はないかと思うんです、表明もされているので。むしろ、そこはきちっと見守っていくというか、チェックはしていかないといけないのかなというふうな

印象です。

あとは、余談ですけども、今日、ご説明をいろいろされていまして。それで会長さんのほうからも、こういうふうに表示したほうがわかりやすいということがあったにもかかわらず、好意的に見れば非常にまじめに考えておられるということもあるのかもしれないけども、もう少し柔軟に、柔軟というのは皆さんの意見をうまく踏まえて話をされたら、もっとよかったのにといいところは感想めいたことです。一つ言うなら、例えば公共交通機関はバスでの誘導云々のことなんかは、例えば来店して1,000円以上のものを買った方には100円のバス券を渡して、それを使っていただく。

そうすると、車で来られる方、バスで来られる方が同じような負担で利用できるというふうなことなんかも言えると思うんですけども、なかなかそういうふうなことまでは酌み取っていただけなかったようなので、そのあたりはちょっと気になったところではあります。

後半部分は感想になりましたけども、一応意見ということでありまして。

会長：ありがとうございました。

一つだけおわびしておかないといけません。私、不慣れでございまして、先ほど少しミスいたしました。意見なしということをお申しましたけど、勧告をしない。先ほどのフォレオ大津一里山につきましては、県の意見が十分に反映されておりまして、周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼす事態を回避できると認められるということで、勧告はしない、こういうふうに申し上げないといけないところでした。不慣れでございまして、申しわけございません。そういうふうに事務局のほう、ご理解いただきたいと思っております。

それから、委員の今のご発言で、イオンさんのほうの回答はベストでは当然ないんだけど、ある意味では周辺の整備を考えておれば、ある種やむを得ないのではないかなという、そういうことでもって委員の皆様方は特に交通関係の鋭い質問が出ていなかったと、こんなことであるかということをご指摘になりました。そういうところが、委員の皆様方の気持ちのある部分を代弁してあるのではないかなと私も感じました。

ほかに、それぞれのご専門、あるいは大所高所からのご意見、いろいろあると思いますので、お願いできますでしょうか。

どうぞ。

委員：先ほども委員がおっしゃったんですけど、バスを利用してもらうために、やっぱり無料券とかいうふうに配っていただいたら、もっと交通渋滞が緩和するのかなという感じがあるんです。

それも、今後協議会の中で渋滞状況を見ながらやっていただくということでやむを得ないのかなという感じ、渋滞の程度によっては、もっと徹底した対策を講じてという感じがいたしますけれど、それも今後の状況を見ながら話し合う協議会をもっていて、その中で、さらにいろいろ、ああでもない、こうでもないというふうな今年か、しょうがないのかなという感じはいたします。

会長：単にバスを走らせるだけでは、車からバスへの転換というのはかなり難しいと思えますね。だから、すぐに無料のバス券が配られるかどうかは別にしまして、なにがしか買い物の額に応じてバスの割引券とか、240円であるのならば半額ぐらい、それが2枚たまればバスに乗れるとか、何かそういったようなインセンティブをつけないと、

なかなか難しいと思う。

それから、フォレオのほうではシャトルバスというようなことを言っておりましたが、イオンモールのほうはシャトルではなくて、お客さんを集めるということになるかもわかりませんが、必ずしも駅とピストンすることじゃなくて、少し経路を変えているというところがあるようで、そうすると、場合によっては、昨今地域のバス交通の維持が非常に難しくなっている状況もありますから、そういうものとうまくリンクできれば、また違った見方もできると思います。

いずれにしても、240円ですよとあって、そのままほうっておくと、なかなかうまくいかないと思いますから、なにがしかのインセンティブをつけるような方向で、それこそ委員がおっしゃったように、開店後に十分関係者の方とご相談いただくというほうがよろしいかもわかりませんね。

委員：ガソリンの値段も非常に上がっていますし、例えば商品を買っていただいたら帰りのバス無料券を配るとか。そうすると、かなり渋滞もあるし、計算もされると、そっちのほうがガソリン代よりも安いというようなことだったら、バスで行こうかということも受けていただけるんじゃないかなという感じがしておりますけども、そこまで具体的なやつを押しつけるわけにもいきませんので。

会長：そうですね。そういう意見もありましたよということを、事務局から口頭でお伝えいただければ、そしたら聞いてくれるかもわかりませんね。

ともかく、文書にしてお示しするというのはなかなか難しい話ですけど、せっかくバスの検討が行われているわけですから、こういうのを使うということは、いい施策になると思いますね。

ほかに、どうぞ。

委員：最近に住民の方と協議してという形でいろいろ意見が出ていますし、それもいいんですが、今回の場合、先ほどおっしゃったように交通対策も現時点でとるべきこととはいう形にされていますし、ある程度の変更内容で講じておられるんですが、こういう状況ですと、予測不可のことが出てきます。

そのための協議会ですが、一つ協議会はしますというものの、いつ、どんなときに確実にできるかどうか。そこがあいまいなので、この場合は特に諸問題が出てくる可能性がありますので、むしろ定期的にそれができるぐらいの協議会の位置づけのほうが、やはり今後の予測がわからないから、いいのではないかと。

それを文書にどういうふうに入れるか、ちょっと私はわかりませんが、少なくとも定期的に、そういうことをやっていただける形をとる文章はないかなというのが私の思いです。

会長：定期的という考え方と、開店前に立ち上げてもらうと。

委員：そうですね。それを定期的にするぐらいの。

会長：というようなことでしょうか。

委員：形に実際できないと。

会長：そういう考え方もあろうかと思えます。

委員：組織ができれば、会社はなにがしかでやらないといけないでしょうし。

会長：これは事務局はどういうふうなご見解ですか。例えば事前に協議会を立ち上げて

くださいというのは言いにくい話ですか。

事務局：附帯意見としてでしょうか。

会長：もちろんそういう意味であります。

事務局：既に開店前に地元の方とはいろいろと話し合いは個別にされていると思うので、その状況も見ながら、勧告という話は、要するに生活環境の影響になりますので。

会長：だから、先ほど委員のご発言にもございましたように、ベストな変更案が出てきたとは我々委員は考えていないと思うんですけども、しからば、こうこう、こういうふうになれば抜本的に改善できるという案を我々が頭の中で描けるかということ、そうでもないわけであります。

そうすると、勧告ということになると、かなり難しいような印象でございますが、委員の皆様方、いかがでございますか。

勧告するかしないかというのは、最終的な結論でございますけれども、今の時点で議論が続いている段階でもって、勧告ということをしたほうがいいというご意見の委員さん、いらっしゃいますでしょうか。

事務局：既に前回の意見の中で、開業後に交通渋滞等の問題が生じた場合は云々、広域的に住民との協議の場を設けるということが書かれて、一応ここは了解してもらっています。

会長：わかりました。

委員：そういう協議の場は、既に何回か実施はされていると、そういうことでよろしいですか。

委員：関係者一同というんじゃなくて、個々の協議ですね。関係者一同でのという協議のイメージを私はしているんですけど。

委員：組織化されているということまでは、いっていないんでしょうね。

事務局：いっていないと思います。

会長：どうぞ。

委員：先ほどお話があったように、確かに開業後に交通渋滞等の問題が生じた場合にはというふうになっている。つまり、問題が起こらないと開催されないという懸念もある。

ですから、勧告云々のことよりも、オープン前はこういう状況であった。オープンしたときに、こういうふうに交通渋滞が発生した、あるいは夜間に非行云々のことが起こるといふようなことを、定期的に報告せえと。まずは報告を義務づけるということができれば、結局、報告するということは、何らかの会議が開かれなためですから、できればオープン当初は、そういうことをやらせるというふうなことを言わないとだめなのかなというふうな気がします。

委員：それで、交通機関の利用頻度が少ない場合は、なぜかなと。じゃ、そのためにどうしたらいいかというのを、そういう場をかりて具体策を講じていけばいいんじゃないかなという意味で、いろんな意味でそれを利用して改善にもっていく道をつくっておいたらどうかと思います。

会長：この立地法の制度の中に、開店後の報告ということを求めることができるわけですから、その報告先というものは、特に協議会とか、そういうものを設置していなかったら、住民の皆さんに報告が直接行くということになりませんね。

報告は行政のほうへ。

事務局：県に対して報告する。

会長：ということですね。ですから、やはりこれだけ大きな事業所が隣接してオープンするわけですから、やはり協議会というものをきちっと立ち上げて、そしてしばらくは定期的に報告いただくと。

何年か経って、ほとんど問題がなくなれば、それは関係者の皆さん方の合意のもと、間隔を延ばすなり、問題が生じた場合というふうにしてもいいかと思いますが、やはり意見書等々、これだけの数が出てきているということの重みは非常に大きいと思いますので、やはりなにがしか、きちっとした協議会を我々の総意として立ち上げていただいたらどうかと思います。

要は、法令上そういう形の対応でよろしければ、協議会の設置を速やかに行って、そして定期的にご報告をいただくということにしたらどうかと思うんですが、事務局、行政のお立場として何かコメントございますか。

事務局：既に県の中で、建物設置者と地域の住民との協議の場、あるいはその関係機関との綿密な協議をするということで、それを了としていますので、今いただいた意見をもって、また調整させていただけますか。

会長：わかりました。

また後で、私のほうで簡単にまとめさせていただきたいと思いますが、その協議会のこと以外で、何かご指摘いただくことはございませんでしょうか。

どうぞ。

委員：すみません、たびたび。

もう1点、出ていた意見で、営業時間云々のお話があったかと思うんですが、まず事務局に確認ですけれども、23時終了がいいのか、22時なのか。あるいは、意見書なんかでは21時というふうにありますけれども、そういうふうなことをこの審議会で、何時までにしなさいとか、そういうことを言う権限があるのかなのか。そのあたりはいかがでしょうか。

会長：事務局からお答えいただけますか。

事務局：営業時間につきましては、例えば夜間の騒音問題の解決が、深夜営業を自粛することによってしか解決できない。そういった場合でしたら、県の指導なり意見で改善させるということはできますけども、現時点で24時間営業のところもありますので、そういったところからしますと、騒音の問題等がないケースで、青少年の育成上問題があるというだけでは、なかなか自粛というところまでは言えないのかというふうに考えております。

事務局：前の審議会で意見が出ましたが、県というか、審議会の意見をそのまま出しているわけですが、ここも直接で営業時間は言ってないんです。言えることは、要するに、交通渋滞と重なる時間帯に、8時からオープンするというのはとんでもない話だという意見を含めて、交通対策上の問題として開始時間のほうは意見を入れました。

それから、周辺地域での防犯とか青少年の非行防止の対策として、深夜営業の再検討を含めて考えていただきたいという意見を出したわけです。

ですから、そういった方向から、直接、営業時間を何時にせえというのは、先ほども

あったように24時間やっているところもありますので。

会長：そうですね。かつての本店法の商業調整とは趣旨が違いますので、営業時間そのものを取り上げて、例えば深夜営業はまかりならんということは言えないということだと思います。

それが、周辺の環境へ大きな影響を与えるとするんだったら、そういう視点から営業時間をなにがしか変更していただくということはできるということですから。

事務局：住民の方からいただいた意見も、たくさんそういうことが書いてございましたので、もちろんその意見は当然相手方にも伝えていきますので、これだけたくさんあるんですよということは。

ですから、前回の説明の中で、ああいう説明があったし、今日も。

委員：すみません。

会長：はい、どうぞ。

委員：今のことについて、私なりがここにいる立場というのがありますね。私がどういう役割を持って、ここで委員をやっているかと。それは、今おっしゃったように、24時間がいけませんとか、23時間がいけませんとか。でも、私は言えると思うんです。あくまで意見として言うわけですけども、それが、どのように反映されるかというのは別問題ですね。ただ、私がここにいる立場として、それを言うことができますよね。

だから、県なり市なりからのいろいろな意見等も勘案した上で、私がそういうことを言うことは可能だと思いますし、それがあの一店舗に対して直接的に影響を与えるかどうかはともかくとして、こういう大店舗とか、あるいはコンビニエンスストアとかいうようなものが、どう社会の中で位置づけられていったらいいかということに反映する意見だと思うんです。

それを言わなければ、24時間の営業の問題に限らず、それぞれの方がこの委員になっておられる役割というのはなくなってしまうと思うんです、あくまで法律に書かれていることだけをチェックするというのであれば。

と思いますので、やはり自由に委員が、この店舗が開かれることによって社会的にどういう影響があるかということ述べることはあると思うんです。

会長：もちろん結構だと思います。

委員：はい。何となくプレッシャーがかかったようなことも感じましたので、あくまで。

全体として、法律上24時だとか、23時だとかを規制することはできないのはともかくとして、個人の意見として、24時とか23時と数字を挙げても構わないと思います。

会長：おっしゃるとおりでございます、それぞれの分野の視点からご発言いただいたら当然結構なわけでございます。

ただ、この審議会の決定事項というのは、ほぼそのまま県の意見になりますから、そうしますと、例えば営業時間を短くすると言うならば、周辺の生活環境等々、そういうものと密接に関係づけて、だから営業時間を短くするとか、そういうなにがしかのストーリーが要るんですね。

委員：もちろん、そうですね。直感だとか感覚だとか好みだとかいうものではないということは、とうにわかって。

会長：先生がおっしゃることは、私としては十分理解しているつもりですから、決して口を封じているとか、そういうことではございません。

はい、どうぞ。

委員：基本的に自由がありまして、企業活動の自由もありますし、営業の自由もあります。公にそれを規制するという場合には、やっぱり自由を規制するものとしては公共の福祉ということになりますので、公共の福祉というのは何かという具体化する作業があります。

それは、一種こういう法律でその調整をするわけですので、一応法律で重大な悪影響を及ぼす場合には勧告できるということになっていますので、公権力の行使を、そういうふうには足かせをはめていきますので、オールマイティーでもない。

委員：それは、当然了解しております。

委員：ですから、皆さん自由におっしゃっていただいているとは思いますが、審議会あるいは県としては、そういう法律も無視できないということだと思います。

会長：ごめんなさい。若干話題を変えまして、変更届出書の中で実施に努めるとか、検討するとか、そういうような文言のところで、皆さん方にご意見をいただきたいというのがあるんです。

3ページの上のほうですが、前回の審議会において前会長が最後にご指摘されておりましたが、琵琶湖養育院病院の南東交差点周辺の交通対策ということでございます。

それについて、事業者は3ページのところで、交差点の改良等についても関係機関と継続して協議を行い実施に努めると、こういうような回答をしておりますけれども、これにつきましては、こういう表現でよろしいのか。あるいは、もう一押し着実に進めてくださいというような文言を加えておくべきなのか。そのあたり、ご意見をいただければと思うんです。

何か、ご意見ございますでしょうか。

継続して協議を行って実施に努めると、こういう表明をされておりますので、一定限、こういった道路の改良について考えておられると思いますが、ただ、養育院病院のところはいいですけど、この西のほうに大萱六丁目の交差点があって、その改良もということになってくると、経路が大分変わってまいりますし、多少悩ましい問題もあるんですけれど、何か委員の皆さん方、ご発言ございますでしょうか。

おおよそ事業者の姿勢というものは、この変更届出書に記載されておりますから、これでもよろしければ、このままにしておいたらと思います。

じゃ、こういう表現でよろしゅうございませうか。あくまで継続して実施に努めるということを書いておりますので。

委員：こういう諸々を含めて、協議会で問題が出てきたら対処していただくという前提で。

会長：そういうふうにはいたしましょうか。はい、わかりました。

そういたしますと、ほかにご発言がございましたら伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そういたしますと、皆さん方にお諮りしたいと思いますが、イオンモール草津については、周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼす事態を回避できると認められるという

ことにして、勧告はしないを最初に合意いたしまして、ただし、幾つかの附帯意見をつける必要があると思います。その附帯意見でございますが、少し私が気のついたところをご紹介しますので、委員の皆様方は、それに対してご意見をいただければと思います。

1点目としまして、やはりこれだけ大きな施設が営業を始めるわけですから、営業オープン後の交通量の変化というのは非常に気になると思います。注視しなければならないことだと思いますので、開業後、交通量調査を行って、そしてもし非常に大きな問題が生じておりましたら解決していただかなければならないわけでありますので、まず、そのために交通量の把握をしていただくと。これをひとつ附帯意見としてはどうかと思います。

そして、そういったようなデータが手に入りまして後、協議会というものを設置するということについては、事業者のほうから了承するという意見をいただいておりますけれども、非常に大きな施設が複数隣接して存在するわけでありますから、協議会を行いまして定期的に会合の場を持っていただいて、そこに交通量の変化とか、そういうものについてもご報告いただくというふうにしてはどうかと思います。

そして、その協議会の中には、先ほど事業者のほうにも確認いたしましたように、イオンモールだけではなくて、フォレオのほうも入っていただくと、そういったような協議会を設置していただくということです。

この2つを附帯意見として、交通量調査のこと、それから協議会を設置することとは了解いただいておりますけれども、当面は定期的に、定期的にという間隔はまたご相談いただければと思いますけれども、少なくともオープン後に開いていただいて、そこで皆さんご相談の上、あるときまでは定期的を開いていただくと、こういうようなことを附帯意見として付けてはどうかというふうに思います。

とりあえず、そういう2つは付けてよろしいでしょうか。

委員：はい、了解します。

会長：そのほかに、もし何か追加の附帯意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

委員：(追加の)附帯意見と違うんですが、先ほどのフォレオのほうとイオンのほうと重なっていますので、同じ附帯意見をつけたらどうかという感じもします。

会長：なるほど、そうですね。

交通量調査というのは、フォレオのほうも、イオンモールに比べますと小さい、3分の1の大きさです。やはり1万9,000平米というのは非常に大規模な施設ですから、交通量調査というのは結構費用もかかることですので、どのあたりまで調べるかということについては、余り過大なことにならないように、そこは行政のほうである程度音頭をとっていただく必要はあるかと思います。

なにがしか交通量の調査を、この場で決めるといのはちょっと難しいかと思いますが、常識的な範囲で、あそこは非常に混んでいるというようなところを一つ、二つ調べていただいて、それをもとにして対策をとる。そうすると、フォレオのほうの交通量調査を何点かやっていただくというふうなことです。

交通量調査は、ピーク時は大体わかっているわけですから、私は一日やることはない

と思います。おおよそのピーク時をねらって何時間かやっていただければ、影響はわかりますから、朝から晩までやる必要はないと思います。そのあたり多少簡略化した調査であっても的確にその状況が把握できるよう、そんなものを工夫していただくということにいたしましょうか。

それでは、委員ご提案の、同じような附帯意見をつけるということにさせていただいてよろしゅうございましょうか。いずれも勧告はしないということにして、附帯意見を2つつけるという形で了解いただけますでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、確認のために、審議結果を事務局からご報告いただくということになるとと思いますが、今、報告いただけますでしょうか。あとのほうがよろしいですか。

事務局：正確な文章は後ほどご照会させていただいて、今の段階で、まず（仮称）平和堂甲南ショッピングセンターにつきましては、「意見なし」ということとさせていただきます。

続いて、フォレオ大津一里山、イオンモール草津につきましては、周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼす事態を回避できると認められるため勧告はしないということで、ただし、附帯意見につきましては、フォレオ大津一里山とイオンモール草津と同じですけども、1つは開業後の交通量調査を実施する。調査範囲については、また相談をさせていただきますということです。2点目は、協議会をオープン後に立ち上げて、定期的を開催する。

それと、特に、イオンモール草津とフォレオ大津一里山の両事業者が要因とするような渋滞等につきましては、両者が協力して関係機関と協議をするということです。

事務局：大津市さんとか、あるいは草津市さんとか、交通量調査の箇所が漠然とあるんですが、この箇所とか具体的な話も出ておりますので、地元の市さんの意見も取り入れた形で、例えば琵琶湖養育院病院とか、その部分がどれくらい混むかという今の状態がわかっている、それでやっているんですけど、ひょっとしたら、その来退店経路から外していますけども、いろいろと出てくるかもしれない。

そういったところも含めて、調査箇所とかについては判断したいと思います。よろしいでしょうか。

会長：結構だと思います。

事務局：それで、市さんから出ている意見の具体的対応もできるようにしておきたいと思います。構いませんでしょうか。

会長：はい、それで結構でございます。よろしくをお願いします。

というような附帯意見を付けていただくということで、詳しくは後に示していただくということでよろしゅうございませぬ。

それでは、ただいまの内容でもって、滋賀県大規模小売店舗立地審議会規定第7条第1項に基づきまして、本日付で知事に答申させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。答申文につきましては、後日、皆様方にご覧いただけますようにセットしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、審議案件はこれで終わります。

議題 2 報告

(1) 滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第 6 条に基づく特別の手続きにより審議会の議決を経ない届出について

会長：続きまして、審議会運営規定第 6 条に基づきまして、「特別の手続きにより審議会の議決を経ない届出」等につきまして、事務局からご説明がございます。

事務局：それでは、説明させていただきます。お手元にお配りしております資料 7 をご覧ください。

まず、1 点目が近江八幡駅前南部店舗でございます。こちらにつきましては、ユーストアとホームセンター・カーマを店舗とします近江八幡駅の南にある店舗でございます。17 年 4 月に開業しておりますけれども、今回の変更届出につきましては、自転車置き場が 48 台あるうち、10 台だけ移動させるということでございます。

地元市の近江八幡市から顧客の交通安全等、防犯対策を講じられたいという意見が出ておりますけれども、これにつきましては、ユーストアとカーマで連携して防犯体制を整えて、買い物客の通行安全を図るという対応をされております。自転車置き場の台数はそのまま、10 台の位置を変えるというだけなので、周辺的生活環境の影響はほとんどなく、近江八幡市の意見にも十分対応していますので、審議省略して差し支えないものと考えております。

2 点目、サンミュージック長浜店でございますけれども、こちらは、テナントのスギ薬局だけ営業開始時間を朝 10 時から朝 9 時に変更するというものでございます。夜の時間帯にかかる営業時間の変更はございませんので、こちらについても周辺的生活環境への影響はほとんどなく、また地元の市町、住民の方からの意見もありませんので、審議省略して差し支えないものと考えております。

3 点目が、近江八幡サティでございますけれども、変更は営業開始時間を朝 9 時から朝 8 時に変更するというので、こちらも夜の時間帯にかかる変更はございません。また、地元の市町と住民の方からも意見がないということでございますので、審議省略して差し支えないものと考えております。

それから 4 点目、サンミュージック長浜店、先ほども出ましたけれども、こちらは荷さばき時間を朝 10 時開始から朝 6 時から開始に変更するという事です。荷さばき時間の変更が漏れていたもので、後で出てきたものでございます。その荷さばき時間が朝 6 時からということですが、夜の時間帯にかかるものでないので、またその荷さばき車両台数の増加もないということ、また地元の市町と住民の方からも意見がないということです。こちらについても審議省略して差し支えないものと考えております。

最後に、栗東ショッピングスクウェアですけれども、こちらは昭和 55 年 10 月にオープンした平和堂の栗東市内の店舗でございます。今回の変更は、店舗からちょっと離れたところに駐車場があるんですけども、こちらを従業員専用の駐車場という今年まして、そちらの隔地の駐車場を閉めてしまうということで、出入口が 3 か所から 2 か所に減少するという事になっております。

ただし、その隔地の駐車場がなくなった分は屋内の駐車場のほうで確保するという事で、来客車両の駐車場の収容台数は変化がないということ、地元市町なり地元住民の方からも意見がないということで、審議省略しても差し支えないと考えております。

以上でございます。

会長：ありがとうございました。

ただいまのご説明に対しまして、何かご質問はございますか。

はい、どうぞ。

委員：サンミュージック長浜の6時に早めるという点ですが、用途地域は準工業地域ですので、どういうところかわからないんですが、近隣に住宅はないようなところと考えてよろしいですか。

事務局：荷さばき施設がある側は駐車場に面しているの、今、住居はありません。

委員：わかりました。

会長：それでは、これは審議会の議決を経ない案件として扱わせていただいでよろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。

それでは、本日の予定はすべて終わりました。

(2) その他

事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

事務局：事務局から、次回の開催日ですけども、お手元にA4 1枚で大店立地法届出進捗管理表というのをテーブルの上に置いていたかと思えますけども、今、出ている案件でアストパワーセンターの増床変更届出書と、クレッセ彦根の増床変更届出、それからミドリ電化大津店の増床変更届出、それからジョーシン大津際川店の新設、それから三洋堂書店長浜店の新設が出ておりますが、次回はできれば12月ぐらいに開かせていただいで、アストパワーセンター、クレッセ彦根、ミドリ電化大津店の変更届出書と、できればジョーシン大津際川店の新設届出、計4件につきましてご審議いただきたいと思えます。

後ほど、また日程につきましては、11月初めぐらいに調整させていただきたいと思えます。以上でございます。

(閉会)

会長：それでは、長時間になりましたけど、これにて閉会させていただきたいと思えます。

事務局：どうも、皆さん、長時間、本当にありがとうございました。

[午後 4時58分 閉会]